

宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 令和4年度高知県特別融資制度要綱（3高経支第909号）に規定する産業振興計画推進融資（10年償還ものに限る。以下「対象融資」という。）を受ける宿毛市内に店舗、事業所を有する中小企業者が、高知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を受ける場合において負担すべき保証料に対し、協会へ補助金を交付することにより、中小企業者の経済的負担の軽減及び経営の維持、継続につなげることを目的とする。なお、補助金の対象となる対象融資は、令和4年度に実行される融資に限る。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、協会とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、協会が信用保証を行った対象融資のうち第6条第4項の規定により市長が補助金の適用を協会へ通知した融資で、令和4年度高知県中小企業制度金融貸付金保証料補給要綱（3高経支第909号）（以下「県補給要綱」という。）第5条第1項に規定する制度保証料又は県補給要綱第6条第4号に規定する割引保証料のうち第9条の保証料補助契約書により中小企業者等へ請求しなかった額とする。

2 補助金の交付対象となる融資は、対象融資の貸付において1中小企業者等につき1回とし、1,000万円以内の対象融資とする。

3 補助金の交付期間は、令和4年度高知県中小企業等融資制度大綱（3高経支第909号）別表第1に定める対象融資の償還期間を限度とする。

(補助金を利用できる者)

第5条 補助金を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 宿毛市内に本店又は支店を置く金融機関からの対象融資であること。

(2) 協会の信用保証を受ける対象融資であること。

(3) 市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に本社若しくは本店の

在る法人

(4) 個人事業主の場合は代表者、法人の場合は法人及び法人の代表者の市税の滞納がないこと。

(利用の申請等)

第6条 前条の規定に該当する者が補助金を利用したい場合は、協会へ信用保証の申込みをするときに、補助金の利用の申請を宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金利用申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)に次の書類を添えて市長に提出するものとする

(1) 宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金明細書(第2号様式)

(2) 宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金に関する同意書(第3号様式)

(3) 協会への信用保証委託申込書の写し

(4) 協会への信用保証依頼書の写し

(5) 産業振興計画推進融資に係る事業計画書の写し

(6) その他市長が必要とする書類

2 市長は、利用申請書の受付を行う場合には、融資限度額について、適切な管理を行うものとする。

3 市長は、利用申請書を受理したときは速やかに審査を行い、補助金の利用の承認の可否について決定し、宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金利用申請決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項に規定する補助金の利用の承認の通知をしたときは、補助金の適用を宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金適用通知書(第5号様式)により協会及びその承認に係る融資を行う金融機関に通知するものとする。

5 第3項に規定する利用の承認の通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる書類をその利用申請書に係る対象融資の契約の日から10日以内に市長へ提出するものとする。

(1) 対象融資の契約書の写し又は対象融資の貸付けがなされたことが分かる書類の写し

(2) 協会が発行した信用保証決定のお知らせの写し

(補助金の利用承認の条件)

第7条 市長は、補助金の利用の承認をする場合において、利用者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(対象融資の変更)

第8条 金融機関は、第6条第4項の規定により通知を受けた対象融資に、融資条件の変更、繰上償還その他の事由により対象融資の残高に変更が生じるときは、速やかに宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金対象融資変更報告書(第6号様式)により市長に報告するものとする。

(保証料補助金契約)

第9条 保証料の補助は、市と協会との間で締結する保証料補助契約書に基づいて行うものとする。

(年度ごとの補助金)

第10条 市が協会へ年度ごとに交付する補助金は、協会が信用保証を行った対象融資のうち第6条第4項の規定により市長が補助金を適用することを通知した者を対象として、前条に規定する保証料補助契約書により中小企業者等の負担すべき制度保証料又は割引保証料を、協会が中小企業者等へ請求しなかった金額のうち前年度の2月1日から当該年度の1月31日までに該当する金額を、交付するものとする。

(補助金の計算方法)

第11条 補助金の計算方法は、第9条に規定する保証料補助契約書により中小企業者等の負担すべき制度保証料又は割引保証料を、協会が中小企業者等へ請求しなかった額を限度とし、協会が定めた保証料徴収規程及び保証料計算徴収及び管理細則の例によるほか、次に定めるとおりとする。

(1) 補助金の計算は、個別保証ごと及び年度別に行うこと。

(2) 補助金の計算は、令和4年度の対象融資は県補給要綱別表第20に規定する保証料率(以下「制度保証料率」という。)により行うこと。ただし、協会の自己努力による保証料の引下げがあった場合は、その保証料率(以下「割引保証料率」という。)により行うこと。

(3) 代位弁済を行った場合は、代位弁済日の翌日から最終償還予定日までの補助金は、代位弁済を行わなかった場合に交付申請することができた金額を、代位弁済日の属する補助金申請対象期間の申請月に一括して交付申請することができること。

(4) 補助金の申請月に交付申請することができる補助金の額は、次条各号に定める申請対象期間に係る補助金の額とすること。

(5) 端数処理の関係上各補助金申請対象期間の交付申請額の累計が交付申請可能保証料総額と一致しない場合は、最終申請対象期間に調整を

行うこと。

(補助金の交付申請)

第 12 条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる申請対象期間に係る補助金ごとに、当該申請対象期間の末日の属する月の翌月に、宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金交付申請書（第 7 号様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、当該申請対象期間に係る申請に含めることができなかつた補助金の額は、次期の申請対象期間に含めて申請することができる。

(1) 第 1 期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

(2) 第 2 期 9 月 1 日から 1 月 31 日まで

(3) 第 3 期 2 月 1 日から 3 月 31 日まで

(補助金の交付の決定)

第 13 条 市長は、前条の申請があつたときは、その交付申請書を受理した日から 15 日以内にその書類の審査及び必要に応じて行う調査により補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金交付決定通知書（第 8 号様式）により協会に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、この要綱及び規則の規定を遵守することを条件として付するものとする。

(過払金の精算)

第 14 条 市長は、既に交付した補助金の違算、保証条件変更時の変更実行報告及び保証期間内の繰上完済時の完済報告等の金融機関からの報告遅延により過払いとなつた金額があるときは、協会が次期の交付申請で過払いとなつた金額を控除して申請することにより、過払金の精算を行うものとする。ただし、過払金の精算が翌年度以後になるときは、協会に対し過払いとなつた金額の返還を命じるものとする。

(実績報告及び確定)

第 15 条 補助金に係る実績報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 補助金の額の確定は、第 13 条第 1 項に規定する補助金の交付の決定によりなされたものとみなす。

(補助金の交付請求及び交付)

第 16 条 協会は、第 13 条第 1 項に規定する通知を受けたときは、宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金交付請求書（第 9 号様式）によ

り市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、同項の請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(保証の解除等)

第 17 条 協会は、第 6 条第 4 項に規定する通知のあった融資の用途が融資の目的に違反すると認めるときは、市長と協議の上、その融資の全部又は一部について保証の解除を行わなければならない。

- 2 協会は、前項の保証の解除を行ったときは、宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助金保証解除通知（第 10 号様式）により市長に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

- 3 市長は、協会が第 1 項の保証の解除を行ったときは、その解除をした融資について、その解除以後の補助金の交付はしないものとする。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第 18 条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当したときは、協会に対する補助金の交付を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 第 9 条の保証料補助契約書の条項に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容その他この要綱に違反したとき。

(報告等)

第 19 条 市長は、補助金の適正な執行を確保するために必要な限度において、協会に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

- 2 協会は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められたとき、又は必要な調査を市長が行うときは、これに協力しなければならない。

(書類の保管)

第 20 条 協会は、補助金の経理について他の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

- 2 利用者は、補助金に係る書類を補助金の交付期間が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第 21 条 補助金に関して、宿毛市情報公開条例（平成 13 年宿毛市条例第 26 号）により開示請求があった場合には、同条例第 6 条に規定する非公開情報以外は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和 4 年 5 月 1 6 日から施行する